

○議長（吉田敏郎）

日程第５ 議案第７５号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行にあわせ、成年被後見人の印鑑の登録資格を一律に制限する規定を見直すため、開成町印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第７５号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年１２月３日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正についてでございます。開成町印鑑条例の第２条第２項では、印鑑の登録を受けることができない方を規定してございます。ここでは第２号で成年被後見人の方を指定しておりましたが、今般、提案理由にもありましたように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年法律第３７号として施行されたことに伴いまして、国が定めます印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する通知が総務省の住民制度課長から令和元年１１月１９日付けで発出されたものでございます。これに伴いまして、印鑑条例の内容もあわせて改正をしているというところでございます。

改正内容では、これまで成年被後見人は印鑑の登録を受けることができませんでしたが、これを「能力を有しない者」という表現にすることにより、法定代理人が同行して成年被後見人本人が印鑑登録をしようとする場合には、印鑑登録の申請を受けることができることとされたところでございます。

また、今回の条例改正にあわせて、そのほかに文言の整理等もさせていただいているところでございます。

それでは、１ページおめくりください。開成町印鑑条例の一部を改正する条例について、朗読いたします。

開成町条例第 号。

開成町印鑑条例の一部を改正する条例。

開成町印鑑条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定

を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の左側が改正後、右側が改正前でございます。第2条第2項の「次の各号」としていたものを「次」として改めるとともに、第4条第2項で「住民票の備考欄に記録」としていたものを「記載」という表現に改め、第6条第1項第3号の括弧書き部分につきまして、第4条第2項に記載させていただくものでございます。これに伴いまして、第6条との表現が重複してくるところもございまして、第6条の括弧書きの表現を削らせていただいているというところでございます。

改正内容は以上の点になってございます。

附則でございます。この条例は令和元年12月14日から施行する。これは、先ほど申しあげました法律の施行日にあわせての施行ということになってございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

これ、被後見人の方が今度は能力を有しない者ということで、先ほど、後見人の方と一緒に窓口に来て、そこで判断みたいなお話をされたのですが、実際に、これ、有しないか、有しているかは、そここのところに来て、どなたの判断、どなたがそれを見て、その方を判断するようなことになるのか。文章的なことになってしまっているんで、現実的には分からなかったものですから、その辺を少しお教え願えますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正でございますが、成年被後見人さんの人権を尊重し、関係法令を整備する法律が公布されたということから、今回、改正する内容でございます。実際、意思能力の有無という部分につきましては、その趣旨に基づきまして被後見人さんが申請に来られたときに交付ができるという内容にするというものが大きな趣旨でございます。

実際に総務省から、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に関しまして、技術的な助言ということで見解が示されてございます。その内容としましては、あくまでも本人の意思能力があるかという確認がございまして、法定代理人さんが同行し、また、本人が直接申請をされているという場合には、意思能力を有するものとして印鑑登録の申請を受けることは差し支えないということになってございます。ですから、そういったところで判断をするということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

法定代理人の方とということ。では、基本的には、医師の審査とか、そういうのは必要ないという形で意思能力の判断という形になるということですね。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

医師の診断ですとか、そういったものを有するということまでは求めるものではございません。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第75号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって可決されました。